

# Weekly Report

第201号

平成25年 2月 4日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

http://www.szk-accounting.jp/

## 25年度税制改正大綱（主な企業関連）

### ◆企業に関する主な改正案は

◎国内設備投資促進税制の創設(25年4月～)……国内事業の用に供する精算等設備の投資額を前年度より10%超増やす等した場合、取得価額の30%特別償却または7%税額控除を選択適用。

◎所得拡大促進税制の創設(25年4月～)……国内雇用者に支給する給与等を前事業年度より5%以上増加させた場合、その増加額の10%を税額控除。

◎中小企業等の経営改善に向けた設備投資促進税制の創設(25年4月～)……商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等が認定経営革新等支援機関などによる経営改善の指導及び助言を受けて店舗の改修等を行った場合、設備等の取得価額の30%特別償却または7%税額控除を選択適用。

◎研究開発税制の拡充……控除税額の上限を法人税額の30%(現行20%)に引き上げる。

◎雇用促進税制の拡充……税額控除の限度額を増加雇用者数1人当たり40万円(現行20万円)に引き上げる。

◎中小法人に係る交際費等の損金算入特例の緩和

……控除限度額を800万円(現行600万円)に上げるとともに、10%の損金不算入措置を廃止し、全額損金算入とする。

◎事業承継税制の要件緩和等(27年～)……\*親族以外に事業を承継する場合も対象とする、\*雇用維持要件について、毎年ではなく5年間の平均で8割以上に緩和する等の見直しを行う。

◎印紙税の非課税要件の緩和(26年4月～)……金銭又は有価証券の受取書のうち、記載金額5万円未満(現行3万円未満)には、印紙税を課さない。

## FX等での損失を繰り越す場合は

店頭FX(外国為替証拠金取引)等の店頭デリバティブ取引は、平成24年1月から取引所取引と同様に申告分離課税が適用され、所得額の大小にかかわらず、税率は一律20%(所得税15%・住民税5%)となりました。

また、店頭FX等と取引所で行う先物取引(取引所FX、日経225先物や商品先物取引など)との損益通算が可能となり、損失額が発生した場合は3年間の繰越控除もできます。

なお、損失の繰越控除の適用を受けるためには、損失が発生した年に確定申告を行う必要があります。また、その翌年以降も継続して確定申告を行う必要がありますので注意しましょう。

## 2月のチェックポイント

※贈与税の申告と納付は2月1日～3月15日。※平成24年分所得税の確定申告と納付は2月18日～3月15日。早めの準備がミスや経費漏れを防ぎ、正しい申告と節税につながります。

※2月は「情報セキュリティ月間」です。これを機に自社の情報管理体制を再確認して、情報漏洩事故を起こさないようにします。

※インフルエンザが流行する季節です。社内対策では、加湿や手洗い・うがい・せきエチケットの励行と罹患者を休養させ感染を防止します。